省　令

○外務省令第十六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

外務省組織規則の一部を改正する省令

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条　削除

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百四十四号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項及び第百一条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百五条第三項及び第百十条、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項並びに特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第三十三条の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月二十四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「書類」の下に「（当該書類を添えることができないときは、当該初診日を証するのに参考となる書類）」を加える。

一　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条第十項第三号、第三十一条の四第二項第三号、第四十四条第二項第六号、第四十七条の二第二項第四号及び第五十条の二第二項第五号

二　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第三十一条第二項第六号、第三十三条の二第二項第四号及び第三十五条の二第二項第五号

三　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）附則第二十三条第二項第二号

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）第一条第二項第五号

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。